

## ＜博士学位論文要旨＞

### ビザンツ帝国の財政と金貨（8～12世紀）：土地税徵収法を中心に

西村道也

#### (1) 本論の射程

本論が射程に収める問題は、①『新旧税計算法』：ビザンツ帝国の土地税徵収と金貨、②ビザンツ帝国における市場の重要性、③西欧経済史における帝国の貨幣制度の意義：13世紀後半の金銀貨複本位制への移行（「金への回帰」）、の3点である。

#### ①『新旧税計算法』：ビザンツ帝国の土地税徵収と金貨

本論の第1章～第3章は、『新旧税計算法 Παλαιὰ καὶ νέα λογαρική』という史料にあらわれるビザンツ帝国の土地税徵収と貨幣、特に金貨（羅 solidus、希 νόμισμα）の関係を分析することを目的としている。「修正勅令（羅 novella、希 νεαρά）」と「徵税要綱（英 treatise on taxation、仏 traité fiscal）」という史料カテゴリーに属する『新旧税計算法』は、土地税の付加税（英 surtax、仏 surtaxe：主税に対して一定の割合・額で付加される税）の税率を定めたものである。『新旧税計算法』は、前後半の2部構成である。前半の『旧税計算法 Παλαιὰ λογαρική』が8世紀以降1106年以前、後半の『新税計算法 Νέα λογαρική』が1109年以降の付加税の税率を示す。

『新旧税計算法』は、1857年に最初の校訂版が刊行された。だが、当該史料が、重要史料として扱われるようになったのは、1969年以降のことである。それ以前にも、この史料が詳細に検討されることもあった。現在では、1969年より前の研究が省みられることは少ない。それは、1969年以前に『新税計算法』に記される貨幣体系に関して、共通理解が存在しなかったことが最大の理由として挙げられる。つまり、1969年は、当該期の貨幣体系についての現在の共通理解を成立させた研究が発表された年ということになる。

当該史料については、本邦において詳細な検討がなされてこなかった。その理由としては、本邦のビザンツ学が、1980年代まで1950～60年代の「ビザンツ封建制論争」の影響を色濃く受けて展開した事情があるだろう。その中では帝国の財政や社会編成に焦点があてられたが、貨幣の経済的意義が問われることがなかった。そのため、財政を扱う史料でありながら貨幣の意義が重要となる『新旧税計算法』が分析されることはなかった。

国際学界においても古くからの重厚な研究の蓄積がある訳ではない。本論が対象とする

時期に関して、貨幣体系を中心に『新旧税計算法』周辺の現象が解釈できるようになったのが1969～79年にかけてである。そのため、その成果が応用されるようになったのは1980年代以降である。さらに、専ら貨幣との関係で分析されてきた『新旧税計算法』の帝国財政における重要性を認めた見解が示されたのは1996年であり、10数年前に過ぎない。

つまり、内容が判然としなかった『新旧税計算法』は、比較的近年の1969年以降に徐々に議論の俎上に載り、1980～90年代にかけて一定の評価を得るようになった史料である。

『旧税計算法』からは、帝国が財政の貨幣部門を金貨中心に運用していたことが明らかとなる。『新税計算法』は、1106年から検討され1109年に最終決定した土地税徵収法が記されている。『旧税計算法』が廃止され『新税計算法』に移行した原因として、最も重要視されているのが「11世紀の金貨操作」である。『旧税計算法』をA、「11世紀の金貨操作」をB、『新税計算法』をA' とすると、 $A \rightarrow B \rightarrow A'$ という過程を時系列に従って本論では辿ることになる。

①について、本論では『新旧税計算法』の帝国財政における重要性を明示したN・イコノミデスの所説から検討する。ただ、イコノミデスが用いる術語「指令経済」や「自由経済」を援用するのは不適切と考える。そこで、K・ポランニーが提示した経済の統合形態の三類型のうち、渡辺金一や大月康弘が援用した「再分配（英 redistribution、中央に向かい、またそこから出る占有の移動）」、「市場交換（英 market exchange、市場システムのもとでの「手」のあいだに発生する可逆的な移動）」で読み替える。

## ②ビザンツ帝国における市場の重要性

『新旧税計算法』では、金貨や琥珀金貨といった貨幣が問題となる。貨幣が持つ機能、その背景にある経済がどのようなものかが、先行研究でも当然議論になってきた。『新旧税計算法』を分析した主要な研究者達が持つ帝国経済や貨幣の像は、大別するとふたつに分かれる。そこで議論が分かれたのが、帝国における市場の重要性である。つまり、市場の重要性を認める立場と、認めない立場がある。本論では、ふたつの立場をさしあたり「市場派」と「非市場派」とに分けて考察する。この論点は、まずその存在を示した後、「11世紀の金貨操作」についての「市場派」と「非市場派」の見解を整理し、帝国における市場の重要性について検討する。

この議論は、古代経済に関する19世紀以来の論争の系譜に直接影響を受けている。それは、ビザンツ帝国が、ローマ帝国の連続体であるからに他ならない。西洋古代経済論とビザンツ経済論において、「市場派」は経済学（特にマクロ経済学）に、「非市場派」は経済

人類学や古代思想に依拠している。この議論は、今まで決着を見ておらず、ビザンツ帝国の経済を扱う際に大きな問題となる。②については、『新旧税計算法』を扱った代表的な研究者たち、「市場派」である C・モリソンと「非市場派」である M・F・ヘンディの間の議論を中心に扱う。

### ③西欧経済史における帝国の貨幣制度の意義：13世紀後半の金銀貨複本位制への移行（「金への回帰」）

3世紀までのローマ帝国は銀本位制を採用しており、金本位制となるのは4世紀以降の後期ローマ帝国からビザンツ帝国にかけてである。ここでいう本位制は、金貨あるいは銀貨という本位貨幣が一定の量目で定められているという基本的な定義に過ぎない。

一見すると、近代の金本位制は、後期ローマからビザンツ帝国の貨幣制度を原型としているように思われる。西欧では、476年の西ローマ帝国の消滅以降、古代の多くの知識が失われた。貨幣制度に関しても同様であり、西欧では、9世紀に金貨発行が停止し、以降は銀貨のみが発行されることになる。その後、12～13世紀にかけて、西欧世界は、失われた古代を再発見する。この時期に再発見された古代の知識は、多岐にわたる。古典古代の著作やそれに記された思想、古代末期のローマ法が挙げられる。だが、本論にとって重要なのは貨幣制度である。貨幣制度の再発見は、イタリア都市国家（1252年のフィレンツェとジェノヴァ、1284年のヴェネツィア）に始まる13世紀後半の西欧の「金への回帰（英 Back to Gold）」つまり金銀貨複本位制への移行という具体的な形をとると考えられる。

後期ローマ帝国とビザンツ帝国では、4世紀から14世紀中葉まで一貫して金貨が発行されていた。また、7世紀以降地中海南岸とイベリア半島を支配下に置いたイスラム諸王朝も、ローマ帝国の旧領域の伝統を引き継いで金貨を発行していた。西欧の金銀貨複本位制への移行は、13世紀後半の同時代的にも、その隣接地域であるビザンツ帝国とイスラム諸王朝との相互作用なしには考えにくいはずである。だが、ビザンツ金貨、特に11世紀末以降の金貨について、長く研究者による十分な考察の対象にはならなかった。その理由は、金銀貨複本位制への移行を「金への回帰」として論じた R・S・ロペスの所説にある。

③については、ロペスの「金への回帰」論を直接検討しない。その代わり、ロペスが、ビザンツ帝国の金貨を「中世のドル（英 dollar of the Middle Ages）」と評して展開した議論を批判的に検討する。彼の「中世のドル」論は、「金への回帰」論における帝国の金貨ならばに貨幣制度の過小評価の前提となっているためである。

## (2) 本論の構成

はしがき

序論

第1章 土地税徵収と金貨（8世紀中葉～12世紀初頭）：『旧税計算法』

はじめに

1. 帝国の貨幣制度（721～1092年）：貨幣体系と量目単位体系
2. 帝国の土地税制度（8世紀中葉～12世紀初頭）：先行研究と「徵稅要綱」群より
3. 土地税の附加税：「国税」と「徵稅人の手数料」
4. 「国税」に働くカラグマ原則：帝国の「再分配」システムと金貨

小括

第2章 10～11世紀の金貨操作：量目と品位

はじめに

1. ロペスのビザンツ金貨論：経済の安定・衰退の指標
2. 金貨操作の経過：10世紀初頭から11世紀末
3. 第2期（1042～1071年）の金貨操作とその背景：財政不均衡と経済成長

小括

第3章 1092年と1109年のふたつの改革：貨幣体系改革と『新税計算法』

はじめに

1. アレクシオス1世の貨幣体系改革（1092年）
2. 『新税計算法』と貨幣体系：1章1節
3. 『新税計算法』の決定とふたつの計算事例：1章2節～3節、2章～3章

小括

結論

補論 地方都市レベルにおける絹産業、交易、金貨：11～12世紀

あとがき

## (3) 本論の概要

- ①『新旧税計算法』：ビザンツ帝国の土地税徵収と金貨という問題については、本論の第1章～第3章で具体的に扱う。本論では、第1章では『旧税計算法』、第2章で「11世紀の

金貨操作」、第3章では『新税計算法』の分析を行う。

第1章では、『旧税計算法』について検討した。『旧税計算法』からは、8世紀中葉～12世紀初頭のビザンツ帝国の土地税徵収において重視されたのは、「国税」であった土地税と8世紀に起源を持つ付加税であり、これらを徵収する際に働く金貨納原則であるカラグマ原則であった。このビザンツ帝国に特徴的な土地税徵収法は、8世紀中葉～12世紀初頭の帝国が金貨を中心に財政の貨幣会計の「再分配」システムを原則的に運営していた証左といえよう。N・イコノミデスは、これを帝国に特徴的な「指令経済」の一側面と考えるが、本論ではK・ポランニーの経済統合の類型「再分配」と読み替えた。一方、11世紀中に現れた徵税人への慣習的贈与に端を発し、『旧税計算法』作成のわずか10年前にようやく税になった土地税の付加税は、8世紀中葉～12世紀初頭の土地税徵収にとってそもそも重要でなかった。ただ留意すべきは、11世紀末にこれら「徵税人の手数料」が租税化されたという変化である。この変化は、『新税計算法』に至る新しい土地税政策の模索として重要なだろう。

第2章では、10～11世紀の金貨操作、特に「11世紀の金貨操作」について検討した。ここでは、ロペスのビザンツ金貨論を示した上で、彼が前提とした金貨を指標とした帝国経済論（安定→危機→没落）を覆した古銭データを提示した。ポスト・ロペスの研究者達の帝国経済像は、安定→危機→再安定でほぼ一致している。だが、10～11世紀の金貨操作の背景については彼らの間で見解が分かれており、現状では合意を得られていない。さしあたり、本論が中心に扱った「財政と金貨」という主題で重要なのは、従来の貨幣体系の安定が一度完全に崩壊し、金貨の歳出・歳入を軸とした財政も一旦は破綻したことである。

第3章では、まず、1969年の研究でM・F・ヘンディが明らかにした1092年の貨幣体系改革をその根拠とともにみた。1092年の改革によって、新しい安定した貨幣体系が確立し、金貨は13世紀初頭まで再び高い品位で発行されるようになったことをみた。その上で、第1章でみた『旧税計算法』の後編『新税計算法』から、1106年に検討が始められ1109年に決定された土地税徵収法改革をみた。その内容は、皇帝への報告と、皇帝からの回答書、最終決定、計算事例である。そのうち、本論の結論で重要なのは、課税標準が、金貨から素材が琥珀金（英 electrum、仏 électrum）である琥珀金貨になったこと、金貨納原則としてのカラグマ原則が廃止されたことである。

この結果、帝国財政と金貨の結びつきが弛緩したと考えられる。イコノミデスの帝国財政論は、「指令経済」から「特権の国家経済」へという構想である。これをポランニーによ

る経済の統合形態の三類型に読み替えると、金貨による「再分配」機構から、特権を中心とした別の「再分配」機構に変化したといえる。金貨は、その発行目的である財政とは異なる用途で使われる可能性が生じた。この可能性については、イコノミデスが独自に提示した12世紀以後の「自由経済」、ポランニーの経済統合の類型に読み替えると「市場交換」という帝国経済の特徴とともに、補論で具体的に検討した。

とはいっても、琥珀金貨の安定とともに12世紀の間、少なくとも『新税計算法』の写本が作成された1182/83年の財政年度まで、土地税徴収自体は安定を取り戻したと考えられる。イコノミデスがいう「特権の国家経済」＝特権による「再分配」だけが支配的になったわけではなく、彼が「指令経済」と評した貨幣（金貨ではなく琥珀金貨だが）による「再分配」システムは12世紀以後も依然として存続したと思われる。

従来、イコノミデスの「特権の国家経済」という表現に示されるように12世紀以降の帝国においては、特権付与で財政を運営していた、あるいは特権付与を西欧の封建制に擬する見解などが有力であった。だが、帝国は、特権付与という非貨幣的装置に頼るだけではなく、依然として琥珀金貨により財政の貨幣会計を維持しようとしていたと考えられる。

以上が、本論の第1章～第3章における分析の結論である。

②ビザンツ帝国における市場の重要性、③西欧経済史における帝国の貨幣制度の意義：13世紀後半の金銀貨複本位制への移行（「金への回帰」）、という問題群については、本論の核ではなく、本論から派生する問題群として扱った。

②については、序論で問題の存在を示し、第2章で「11世紀の金貨操作」についての「市場派」と「非市場派」の見解を整理し、結論で市場の重要性を、市場分析の余地に還元して検討した。本論はその余地があると考えるので、「市場派」を支持した。「非市場派」は、古代思想の理想つまり市場の否定を、現実とみなす傾向があるためである。

ただし、「市場派」は、国民経済モデルに基づく市場分析を重視する傾向がある。先行研究を瞥見する限り、ビザンツ帝国にはこのような分析を円滑に行える程のデータはないと言ふべきだ。そこで、本論では、市場分析の余地を認めるが、その場合でもより小さなレベルの空間を対象とする事例研究に留めるべきだろうという立場を示した。そして、補論で、一事例として地方都市テーベの絹産業を検討した。

ただ、②に関しては、議論を二項対立的な構造でいさか単純化しすぎたことは、本論の限界といえよう。議論の構造自体を抽出することには、意義があると考える。だが、「市場派」或いは「非市場派」のいずれかの立場を共有する研究者間にも個々の論点で見解が

異なることがある。こうした相違の詳説に、本論は必ずしも成功していない。

③については、本論では13世紀後半の西欧の金銀貨複本位制への移行（「金への回帰」）を直接検討せず、その前提であるロペスの「中世のドル」論を第2章や第3章で批判的に検討した。ここでは、ロペスが「中世のドル」論を展開する際に依拠した古銭に関する知見の誤りを示した。具体的には、本論第3章で示したように、1092年の貨幣体系改革による13世紀初頭まで続く帝国金貨の再安定が、ロペスの研究後に立証されたのである。

これは、ロペスの「金への回帰」論における帝国金貨の過小評価を、再考する可能性を生じさせる。まず、1092年の貨幣体系改革による帝国金貨の再安定は、当然13世紀後半の金銀貨複本位制への移行を考える上で重要な前提となるだろう。また、11世紀後半から帝国領に進出したイタリア都市国家の商業活動において、当初の西欧銀貨から12世紀以降の帝国金貨に使用貨幣が変化したことを補論で扱った。これを、西欧の人々が再び金貨を使用し始めた契機とみなすこともできよう。

だが、これらは、13世紀後半の金銀貨複本位制への移行の前提となりえても、12世紀におけるその一部分に過ぎない。本論が扱った時期や対象と13世紀後半以降の間を埋める具体的な作業は、別途行うべき課題として残さざるをえなかった。そのため、西欧の13世紀後半以降の金銀複本位制や近代に至る金本位制の原型としての後期ローマ帝国とビザンツ帝国の貨幣制度に、筆者が具体的に言及するのは、はしがき、序論、あとがきに限定した。

本論が射程に収めた問題のうち、①については、十分な検討のもとで、結論を得ることができた、と筆者は考える。②に関しても、一定の整理を行い、方向性を見出せたと考える。だが、具体的検討がほとんどできていない③については、筆者の今後の課題となる。